

吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2022 年 1 月 1 日

鳥越製粉株式会社
鳥越精麦株式会社

2022年1月1日

吸收分割に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

福岡県うきは市吉井町276番地の1
鳥越製粉株式会社
代表取締役 鳥越 徹



福岡県うきは市吉井町276番地の1
鳥越精麦株式会社
代表取締役 楠原 敏之



鳥越製粉株式会社（以下「甲」といいます。）及び鳥越精麦株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年10月11日付で吸收分割契約書を締結し、効力発生日を2022年1月1日として、甲がその営む精麦・飼料事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年1月1日

2. 吸收分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸收分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

甲は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

本吸收分割における甲から乙への債務の承継は、重畠的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 吸收分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、乙に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

乙の株主は甲のみであり、甲は乙の特別支配株主に該当することから、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 10 月 26 日付で、吸收分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、官報にて公告し、かつ、知っている債権者に対し各別に催告いたしましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸收分割により吸收分割承継会社が吸收分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸收分割の効力発生日である 2022 年 1 月 1 日をもって、甲から、甲が営む精麦・飼料事業に関して有する権利義務を承継いたしました。甲から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 2,225 百万円（概算値）及び 115 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 1 月 4 日に登記を申請する予定です。

6. 上記に掲げるものほか、吸收分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸收分割に係る吸收分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸收分割を行いました。

乙は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、本吸收分割に係る吸收分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸收分割を行いました。

甲は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条に基づき、労働者と協議を行いました。また、甲は、労働契約承継法第 2 条に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸收分割に関する通知を行いましたが、異議の申出はありませんでした。

以上

西暦明治四十年正月廿二日
日本國立圖書館文庫上書室
司書官印

本圖書は西暦明治四十年正月廿二日
日本國立圖書館文庫上書室
司書官印

